

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（情報政策課）	46
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定.....（環境推進課）	47
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）	47
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	47
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	47
○道路の供用の開始.....（道路課）	48
○土砂災害警戒区域の指定.....（砂防災害課）	48
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災害課）	48
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	48
道立北見病院告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	50
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	51
道労働委員会告示	
○北海道労働委員会あっせん員候補者.....	52
道公安委員会規則	
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則.....	54
道警察本部告示	
○更新時講習実施規程の一部を改正する規程.....	54
○違反者講習実施規程の一部を改正する規程.....	54
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	55
告 示	
北海道告示第822号	
次のとおり随意契約の相手方を決定した。	
平成25年12月27日	

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - パーソナルコンピュータ 401台
 - パーソナルコンピュータ 382台
 - パーソナルコンピュータ 260台
 - パーソナルコンピュータ 16台
- 随意契約の相手方を決定した日
平成25年10月18日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 1の(1)及び(4)
ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
 - 1の(2)
ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
 - 1の(3)
ア 氏 名 株式会社N T T東日本－北海道
イ 住 所 札幌市中央区大通西14丁目7番地
- 随意契約に係る契約金額
 - 49,210,612円
 - 46,788,315円
 - 25,964,400円
 - 2,965,893円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名 称 北海道総合政策部科学 I T振興局情報政策課
 - 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第823号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成25年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称（１月当たりの単価）及び数量
- (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 389台

(2) パーソナルコンピュータの賃貸借 384台

(3) パーソナルコンピュータの賃貸借 82台

(4) パーソナルコンピュータの賃貸借 88台

(5) パーソナルコンピュータの賃貸借 1台
- 2 随意契約の相手方を決定した日
- 平成25年10月18日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 1の(1)

ア 氏 名 I B J L東芝リース株式会社

イ 住 所 東京都港区虎ノ門1丁目2番6号
- (2) 1の(2)及び(5)

ア 氏 名 北海道日興通信株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33
- (3) 1の(3)及び(4)

ア 氏 名 大丸藤井株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 随意契約に係る契約金額
- (1) 918,592円

(2) 906,675円

(3) 194,450円

(4) 208,110円

(5) 4,137円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- 6 随意契約によった理由
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T振興局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第824号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域

（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。
平成25年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 形質変更時要届出区域 帯広市西25条南1丁目3番1の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 ベンゼン、鉛及びその化合物
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第825号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年12月17日、富良野土地改良区の定款の変更を認可した。
平成25年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第826号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成25年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 北斗市戸切地52の15（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 水源の涵養
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第827号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成25年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養 (3) 解 除 の 理 由 砂防施設用地とするため 2(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 解 除 の 理 由 砂防施設用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第828号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成25年12月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道道 大成黒松内停車場線 寿都郡黒松内町字大成455番6地先から 平成25.12.27 同郡黒松内町字大成452番1地先まで 北海道告示第829号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成25年12月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 大畑の川（Ⅰ－12－0520） 2 土砂災害警戒区域の表示 寿都郡寿都町新栄町（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	北海道告示第830号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成25年12月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寿都歌棄町15（Ⅰ－1－457－994） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町歌棄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 潮路川（Ⅱ－12－0470） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町歌棄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
総合振興局告示及び振興局告示 北海道留萌振興局告示第77号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年12月27日 北海道留萌振興局長 岡 崎 一 智 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量	

ロータリー除雪車（1.5m／800 t） 1 台

（交換契約によりロータリー除雪車 1 台（1.3m／700 t）を契約の相手方に供し、ロータリー除雪車 1 台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成26年3月25日（火）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年12月27日（金）から平成26年1月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江

町2丁目1番2号 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成26年2月6日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月5日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：rumoidoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
電話番号 0164-42-8342

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be purchased :
Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 6, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than February 5, 2014)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Rumoi Department of Public Works Management, Rumoi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suminoe-cho 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan

Phone : 0164-42-8342

道立北見病院告示

北海道立北見病院告示第143号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月27日

北海道立北見病院長 一 色 学

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

画像保存通信装置 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成26年3月31日

(4) 納入場所 北海道立北見病院

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 医療機器販売業の届出等をしていることを証明した者であること。

(5) 北見市内に本社又は営業所等の拠点を有していて、当該調達物品について迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年12月27日から平成26年1月31日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 090-0058 北見市高栄西町1丁目1番2号
北海道立北見病院庶務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約事項を示す場所

北海道立北見病院庶務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院会議室
（送付による場合は、郵便番号 090-0058 北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庶務課）

(2) 入札日時 平成26年2月7日（金）午前10時（送付による場合は、同月6日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で直接交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道立北見病院のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kmb/>）において、ダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の可否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立北見病院庶務課
(2) 所 在 地 郵便番号 090-0058 北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号
電話番号 0157-24-6261 内線 227

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Picture Archiving and Communication System 1 set
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 7, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than February 6, 2014)
C Contact : Hokkaido Prefecture Kitami Hospital General affairs section Koueinishi-
machi 1-1-2, Kitami, Hokkaido 090-0058 Japan
Phone : 0157-24-6261

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁上川教育局告示第57号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月27日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア パーソナルコンピュータ A地区 88台 一式
イ パーソナルコンピュータ B地区 93台 一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成26年3月31日（月）
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

- (5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成25年12月27日（金）から平成26年1月17日（金）まで
（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 1の(1)のア 平成26年1月24日（金）午前10時30分
1の(1)のイ 平成26年1月24日（金）午前11時
（送付による場合は、同月23日（木）午後4時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成25年5月31日付け北海道教育庁上川教育局告示第36号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法

(1)の場所で交付する。
また、北海道教育庁上川教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatuιyouchou.htm）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地

郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-5862

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer A area 88 1set
b Personal Computer B area 93 1set

B Bid tendering date and time :
a 10 : 30 A.M., January 24, 2014
b 11 : 00 A.M., January 24, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., January 23, 2014)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5862

道 労 働 委 員 会 告 示

北海道労働委員会告示第2号
労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条の規定により、北海道労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。
平成25年12月27日
北海道労働委員会会長 樋 川 恒 一

氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年 月 日
といかわこういち 樋 川 恒 一	北海道労働委員会第40期会長 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第35～37期公益委員、第38～39期会長代理	平成24.12. 3
なり た のり こ 成 田 教 子	北海道労働委員会第40期会長代理 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第36～39期公益委員	同
あさみず ただし 浅 水 正	北海道労働委員会第40期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第37～39期公益委員	同
か とうともゆき 加 藤 智 章	北海道労働委員会第40期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	新潟大学法学部教授 北海道労働委員会第38～39期公益委員	同
やましたりゅういち 山 下 竜 一	北海道労働委員会第40期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	大阪府立大学経済学部助教授	平成25. 4.12
あさくら やすし 朝 倉 靖	北海道労働委員会第40期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会副会長	平成24.12. 3
くにたけひで お 國 武 英 生	北海道労働委員会第40期公益委員 小樽商科大学商学部企業法学科准教授	北九州市立大学法学部准教授	同

平成25年12月27日（金曜日）

北 海 道 公 報

第2544号 52

もり すみ お 森 澄 男	北海道労働委員会第40期労働者委員 U A ゼンセン北海道支部支部長	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道労働委員会第36～39期労働者委員	同
さ と う や す み つ 佐 藤 泰 光	北海道労働委員会第40期労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道労働委員会第38～39期労働者委員	同
い し や ま か ず あ き 石 山 和 明	北海道労働委員会第40期労働者委員 太平工業室蘭労働組合相談役	太平工業室蘭労働組合組合長 北海道労働委員会第37～39期労働者委員	同
わ た べ し ゅ う い ち ろ う 渡 部 正 一 郎	北海道労働委員会第40期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会渡島地域協議会顧問	日本労働組合総連合会北海道連合会渡島地域協議会会長 北海道労働委員会第38～39期労働者委員	同
お ぐ ろ し ゅ う じ 小 黒 修 司	北海道労働委員会第40期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会会長 北海道労働委員会第38～39期労働者委員	同
か と う ひ で と し 加 藤 英 俊	北海道労働委員会第40期労働者委員 日本郵政グループ労働組合北海道地方本部特別顧問	全通北海道地方本部専従執行委員	同
お ぐ ら か な こ 小 倉 佳 南 子	北海道労働委員会第40期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会組織労働局次長	丸井今井労働組合特別中央執行委員 北海道労働委員会第36～39期労働者委員	同
じん し ゅ う じ 神 秀 治	北海道労働委員会第40期使用者委員 北海道経済連合会常務理事	北海道経営者協会常務理事	同
つ だ も り か ず 津 田 守 一	北海道労働委員会第40期使用者委員 日本通運株式会社参与	北旺運輸株式会社代表取締役社長 北海道労働委員会第37～39期使用者委員	同
の ぎ た か お 野 崎 隆 夫	北海道労働委員会第40期使用者委員 函館経営者協会参与	函館商工会議所理事・事務局長 北海道労働委員会第37～39期使用者委員	同
は す い け い こ 蓮 井 慶 子	北海道労働委員会第40期使用者委員 キャリアステップ研究所所長	株式会社早稲田セミナー札幌校校長 北海道労働委員会第36～39期使用者委員	同
つ ち や よ し つ ぐ 土 屋 善 嗣	北海道労働委員会第40期使用者委員 つちや人事労政事務所所長	財団法人産業雇用安定センター人材育成支援コーディネーター 北海道労働委員会第39期使用者委員	同
か と う た か ま さ 加 藤 高 正	北海道労働委員会第40期使用者委員 有限会社カトウヒューマンサポートオフィス代表取締役	加藤経営労務事務所代表 北海道労働委員会第37～39期使用者委員	同
お ぬ ま て る あ き 小 沼 輝 明	北海道労働委員会第40期使用者委員 北電興業株式会社管理部長兼安全推進室長	北海道電力株式会社人事労務部部长 北海道労働委員会第38～39期使用者委員	同
よ し の さ ぶ ろ う 吉 野 三 郎	北海道労働委員会事務局長	北海道札幌道税事務所長	平成25. 4.12
こ ば や し み き お 小 林 幹 夫	北海道労働委員会事務局総務審査課長	北海道建設部住宅局住宅課住宅管理担当課長	同
まつ お た く じ 松 尾 拓 司	北海道労働委員会事務局調整課長	北海道オホーツク総合振興局地域政策部長	同

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第10号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号及び第36条の4第3号イ中「第117条の4第4号」を「第117条の2の2第11号」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、平成25年12月1日から適用する。
- 平成25年11月30日以前に道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の4第4号の罪を犯した者に対するこの規則による改正後の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第4条第3号及び第36条の4第3号イの規定の適用については、これらの規定中「第117条の2の2第11号」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）による改正前の道路交通法第117条の4第4号」とする。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第427号

更新時講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月27日

北海道警察本部長 坂 明

更新時講習実施規程の一部を改正する規程

更新時講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第26号）の一部を次のように改正する。
第3条第1号中「映画又はビデオ」を「危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材」に改める。

別表中「OHP、ビデオ、アナライザー等」及び「ビデオや映画」を「DVD等の視聴覚教材」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

北海道警察本部告示第428号

違反者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月27日

北海道警察本部長 坂 明

違反者講習実施規程の一部を改正する規程

違反者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第87号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「違反者講習用に作成した」を「違反者講習にふさわしい」に改め、同条第2号中「四輪者用」を「四輪車用」に、「二輪車用」を「自動二輪車用」に、「原付車用」を「原動機付自転車用」に改める。

第6条第5号中「第3条第3項」を「第4条第3項」に改める。

別表1中

「 個別指導 ○ オーバーヘッド投影機等により視聴覚教材を使用する。 」	を	「 個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。 」	に、
「 ○ オーバーヘッド投影機等により視聴覚教材を使用する。 ○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事実によって実感として感得させる。 」	を	「 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事実によって実感として感得させる。 」	に、
「 ○ 「ルールとマナー」等の教本、講習資料を使用する。 」	を	「 ○ 視聴覚教材等を使用する。 」	に、

○ オーバーヘッド投影機等により視聴覚教材を使用する。					
「○ 「ルールとマナー」等の教本、講習資料を使用する。			「○ 視聴覚教材等を使用する。		
○ 映写機、ビデオ装置（停止処分者講習用映画）、オーバーヘッド投影機等の視聴覚教材を使用する。			に、		
「個別的指導			「個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。		
一、視聴覚教材等」を「自動車、運転シミュレーター及び視聴覚教材等」に、			に、「自動車、運転シミュレータ		
「○ 「ルールとマナー」等の教本、講習資料を使用する。			「○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び視聴覚教材等を使用する。		
○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車、視聴覚教材等を使用する。			に、「普通自動二輪車、原動機付		
自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等」を「大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター及び視聴覚教材等」に改める。					
附 則					

この規程は、公布の日から施行する。					
北海道警察本部告示第429号					
昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成25年12月27日から施行する。					
平成25年12月27日					
北海道警察本部長 坂 明					
別表釧路方面池田警察署の項中					
「上浦幌 同 字富川204番地の2」を「上浦幌 同 字宝生164番地13」に改め、同表北見方面北見警察署の					
項中	中 央			北見市寿町3丁目1番地5	北見市寿町1丁目から6丁目まで、北斗町1丁目から3丁目まで、美芳町1丁目から10丁目まで、高栄東町1丁目から4丁目まで、緑ヶ丘1丁目から6丁目まで、北進町1丁目から7丁目まで、番場町、清見町、花月町、美山町及び昭和
	中 央			北見市寿町3丁目1番12号	北見市寿町1丁目から6丁目まで、北斗町1丁目から3丁目まで、美芳町1丁目から10丁目まで、高栄東町1丁目から4丁目まで、緑ヶ丘1丁目から6丁目まで、北進町1丁目から7丁目まで、美山町東及び美山町西の1丁目から5丁目まで、美山町南1丁目から10丁目まで、番場町、清見町、花月町並びに昭和
	南			同 南町1丁目15番地20	同 南町及び南仲町の1丁目から3丁目まで、泉町1丁目から4丁目まで、桜町1丁目から7丁目まで、中ノ島町、清月町、若松、川東、田端町及び朝日町
					同 本町及び桂町の1丁目から5丁目まで、緑町1丁目から7丁目まで、

西			同 三輪16番地172	卸町1丁目から3丁目まで、双葉町及び西富町の1丁目から4丁目まで、栄町1丁目から5丁目まで、光西町、とん田西町、とん田東町、光葉町、花園町、新生町、川沿町、北央町、錦町、広明町、末広町、無加川町、北光並びに三輪	
南			同 南町1丁目15番地20	同 南町及び南仲町の1丁目から3丁目まで、中ノ島町1丁目から4丁目まで、泉町1丁目から4丁目まで、桜町1丁目から7丁目まで、春光町の1丁目、3丁目、5丁目及び7丁目、清月町、若松、川東、田端町並びに朝日町	
西			同 東三輪4丁目16番地172	同 本町、桂町及び東三輪の1丁目から5丁目まで、緑町及び西三輪の1丁目から7丁目まで、卸町1丁目から3丁目まで、双葉町及び西富町の1丁目から4丁目まで、栄町1丁目から5丁目まで、中央三輪1丁目から9丁目まで、光西町、とん田西町、とん田東町、光葉町、花園町、新生町、川沿町、北央町、錦町、広明町、末広町、無加川町並びに北光	に、
小 泉	同 春光町6丁目2番1号	同 春光町1丁目から8丁目まで、ひかり野1丁目から8丁目まで及び小泉	を		
小 泉	同 春光町6丁目2番1号	同 春光町の2丁目、4丁目、6丁目及び8丁目、ひかり野1丁目から8丁目まで並びに小泉	に改める。		